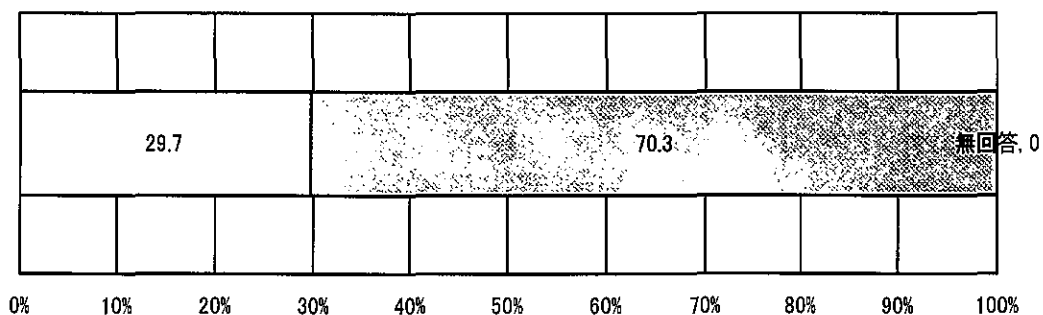


○ 子一人について育児休業を複数回にわたって取得した人の有無 (n=64)



注) 調査対象は「10人以上規模企業の40歳以下の正社員」

出典：ニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(集計中)

○ 育児休業取得可能回数・取得要件別事業所割合 (育児休業制度の規定がある事業所=100.0%)

	総計	取得可能回数		1歳以上の育児休業取得要件			不明
		1回	2回以上	法定の要件を満たさなくても取得できる	法定の要件を満たさなくても取得できる 法とは異なる要件	特に要件なし	
%	100.0	89.7	10.3	78.0	3.5	11.3	7.2

注) 調査対象は「常用労働者5人以上を雇用している民営事業所」

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成17年度)

#### 4 期間雇用者の育児休業取得について

【労働者の実態等について】

##### ○ 有期契約労働者の育児休業取得者割合

(%)

	出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
全 体	72.3	0.50
有期契約労働者	51.5	0.10

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

##### ○ 育児休業給付の期間雇用者の支給状況

(単位：人、%)

	初回受給者数		期間雇用者以外		期間雇用者	
		(前年比)		(前年比)		(前年比)
平成17年度	118,339	(5.4)	116,097	(3.6)	2,242	-
平成18年度	131,542	(10.0)	126,772	(8.4)	4,770	(53.0)
平成19年度 (20年1月まで)	121,923	-	116,741	-	5,182	-

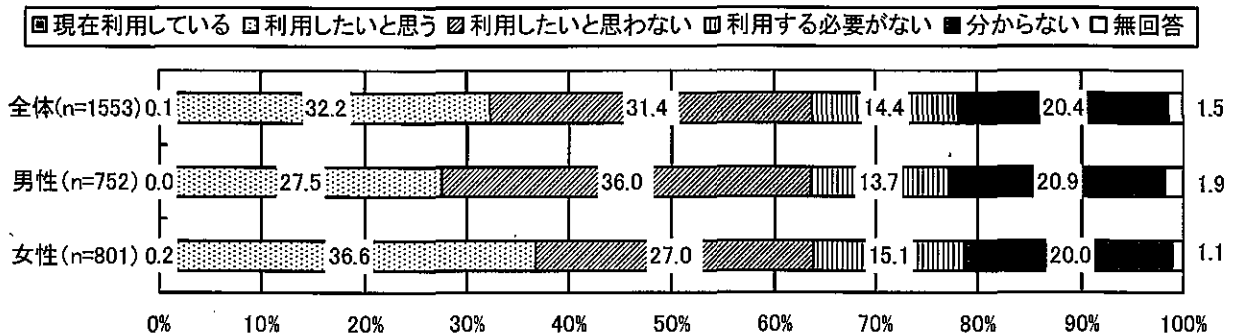
資料出所) 雇用保険業務統計

## 5 在宅勤務について

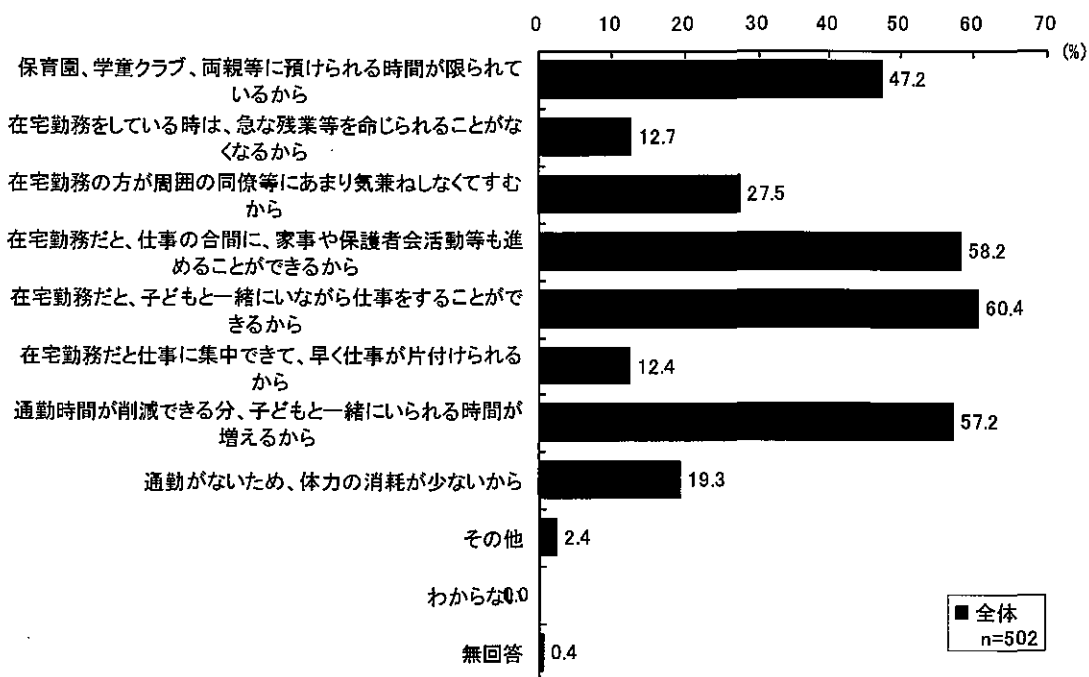
出典：以下すべてニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」（集計中）

【労働者のニーズ等について】

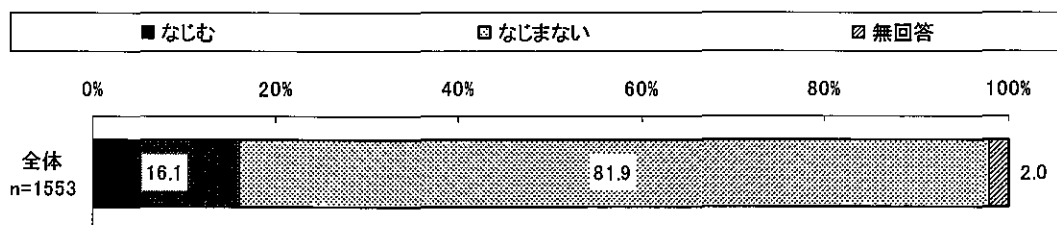
### ○ 育児のための在宅勤務制度の利用意向



### ○ 育児のための在宅勤務制度を利用している（したいと思う）理由



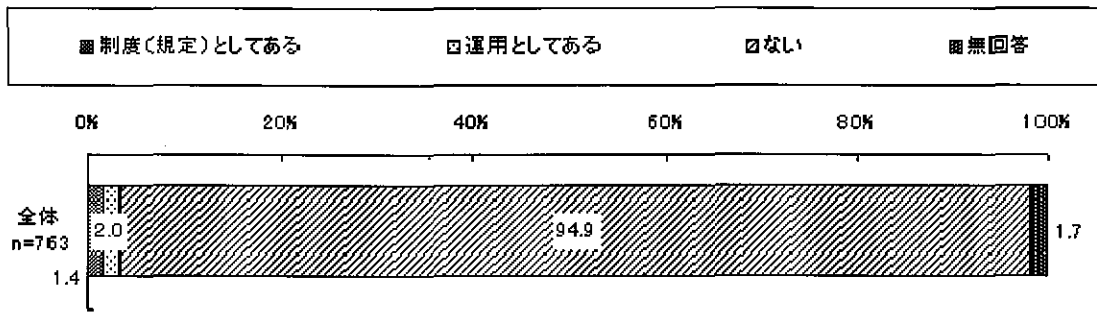
### ○ 仕事の内容が在宅勤務になじむか



注) 回答のうち「非常になじむ」「ややなじむ」を「なじむ」として、「あまりなじまない」「まったくなじまない」を「なじまない」として集計。

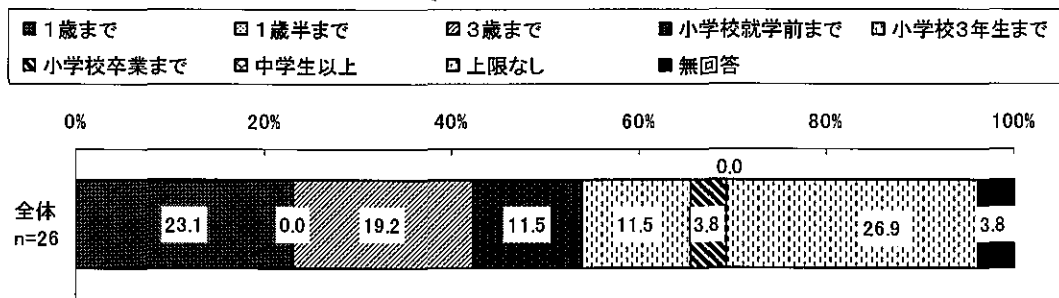
【企業の実態等について】

○ 育児のための在宅勤務制度の有無

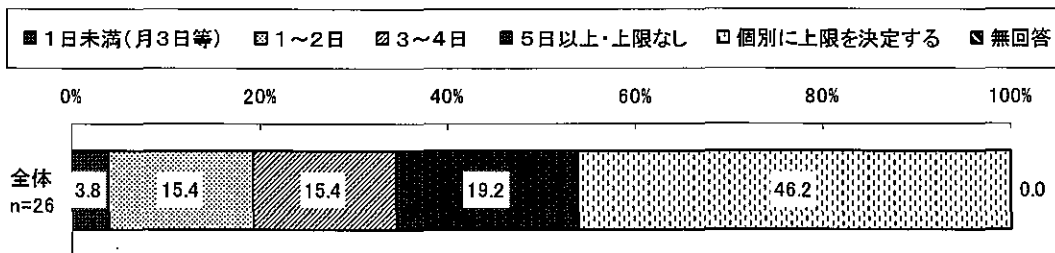


○ 在宅勤務制度がある企業の制度の詳細

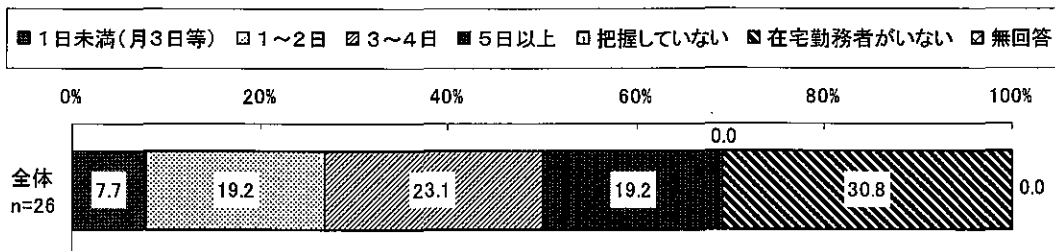
・ 在宅勤務制度の対象となる子の上限年齢



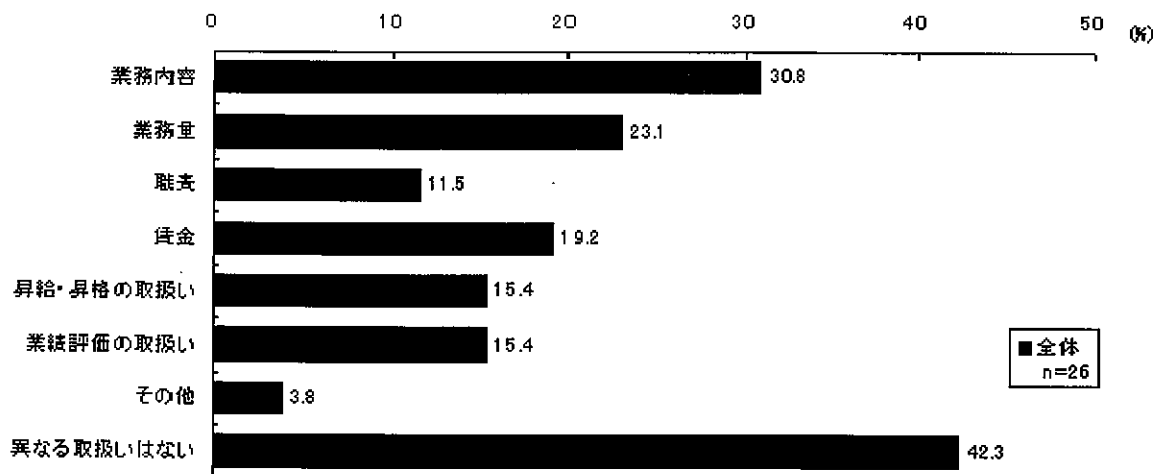
・ 在宅勤務を認める上限日数 (週あたり)



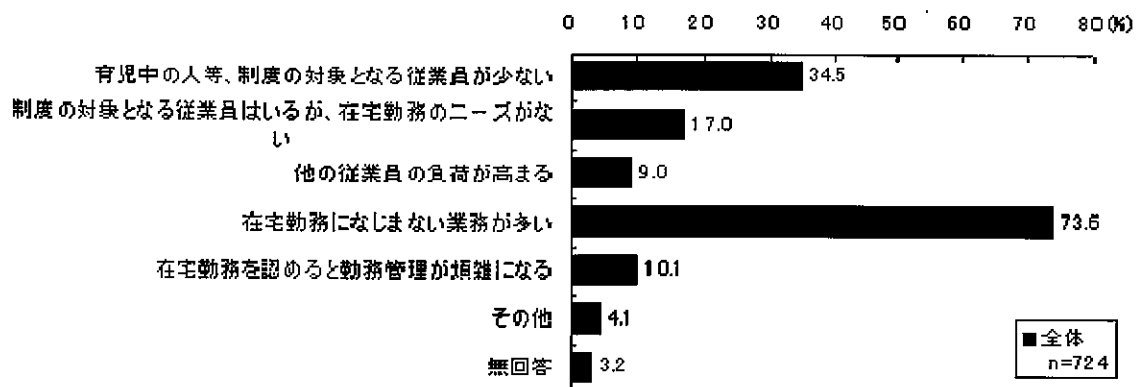
・ 在宅勤務者の平均的な在宅勤務日数 (週あたり)



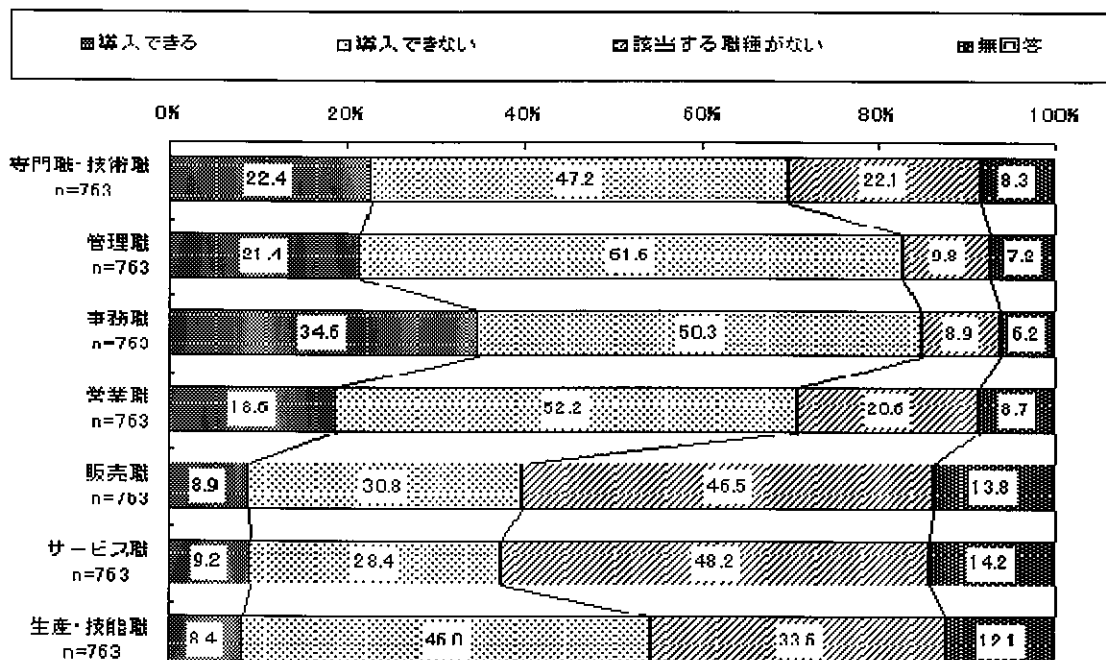
・在宅勤務制度を利用する場合、取扱いが異なるもの



○在宅勤務制度がない企業の未導入理由



○在宅勤務制度が導入しやすいかどうか（職種別）



注)「導入できる」「ほとんど導入できる」「一部導入できる」を「導入できる」として集計。

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月 少子化社会  
対策会議決定） 抜粋

1 重点戦略策定の視点

（結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離）

- 他方、新人口推計の前提となっている今後の結婚や出産の動向（生涯未婚率 23.6%、夫婦完結出生児数 1.69 人、2055 年の合計特殊出生率は 1.26。）と、国民の希望する結婚や出産（約 9 割が結婚を希望、希望子ども数 2 人以上）には大きな乖離が存在する。
- この乖離を生み出している要因は、各種の調査や研究が示唆するところによれば、
  - （結婚） 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性
  - （出産） 子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保度合い
  - （特に第 2 子以降） 夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い
  - （特に第 3 子以降） 教育費の負担感（ただし 1970 年代以降生まれの世代では 1 人目、2 人目からについても負担感が強く意識される傾向）などがあげられる。
- 国民の希望する結婚や出産・子育てが実現したと仮定して出生率を計算すると、1.75 程度となる。結婚や出産は言うまでもなく個人の決定に委ねられるものであるが、国民の希望の実現を妨げる社会的な要因が存在し、それが将来の社会経済に大きな影響を及ぼすことを考えると、この乖離を生み出している要因を除去し、国民の希望が実現できる社会経済環境を整備することは、我が国にとって不可欠な政策課題である。